

【資料 1】

採用力拡大支援事業業務委託企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する 採用力拡大支援事業業務委託（以下「本業務」という。）に係る受託者を選定する企画提案競技に関して必要な事項を定めるものです。

1 業務内容

- (1) 業 務 名 採用力拡大支援事業
- (2) 業 務 内 容 別添【資料 2】採用力拡大支援事業
業務委託仕様書のとおり
- (3) 委託予定期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- (4) 委託額の上限 6, 4 7 8, 6 7 8 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 実施スケジュール

- (1) 公募開始（実施要領等の公開） 令和 7 年 4 月 8 日（火）
- (2) 実施要領等に関する質問の受付 令和 7 年 4 月 1 1 日（金）午後 5 時まで
- (3) 上記質問に対する回答の提示 令和 7 年 4 月 1 5 日（火）
- (4) 参加資格確認申請書の提出期限 令和 7 年 4 月 1 8 日（金）午後 5 時まで
- (5) 参加資格確認結果の通知 令和 7 年 4 月 2 4 日（木）
- (6) 参加が認められない理由の請求 令和 7 年 5 月 7 日（水）午後 5 時まで
- (7) 企画提案書等の提出期限 令和 7 年 5 月 9 日（金）午後 5 時まで
- (8) 審査会 令和 7 年 5 月中旬（予定）
- (9) 契約締結 令和 7 年 5 月下旬（予定）

3 企画提案競技に係る資料

企画提案競技に係る資料及び様式は、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の「電子手続き・入札・補助金等」－「電子入札・入札・コンペ」－「コンペ情報」に掲載します。

4 参加者の資格に関する事項

企画提案競技に参加することができる者は、次に掲げる参加資格要件の全てを満たす者で、かつ県から参加資格の確認を受けた者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者、再生手続き開始の申し立てがされている者（同法第 3 3 条第 1 項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者若しくは更生手続き開始の申し立てがされている者（同法第 4 1 条第 1 項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）に該当しない者。
- (3) 企画提案競技参加資格確認申請書の提出日において、県からの受託業務に関して指名停止の措置を受けていない者。

- (4) 秋田県暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しない者。
- (5) 宗教活動もしくは政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (6) 国税及び県税に滞納がない者であること。

5 実施要領及び仕様書に関する質問の受付

実施要領等に質問がある場合は、次の提出書類を期限までに提出してください。

- (1) 提出書類 **【様式1】** 実施要領等に関する質問票
- (2) 受付期限 令和7年4月11日（金）午後5時まで
- (3) 提出先 12の事務局（秋田県産業労働部雇用労働政策課）
- (4) 提出方法 電子メールに限ります。
 ※電話による質問の受付は行わないものとします。
- (5) 回答方法 秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の「電子手続き・入札・補助金等」－「電子入札・入札・コンペ」－「コンペ情報」に掲載します。
- (6) 回答期日 令和7年4月15日（火）

6 参加資格の確認

参加者は次の書類を提出期限までに12の事務局（秋田県産業労働部雇用労働政策課）に持参又は郵送により提出し、参加資格の確認を受けてください。

- (1) 提出書類
 - ア **【様式2】** 企画提案競技参加資格確認申請書
 - イ **【様式3】** 会社概要
 - ウ 納税証明書（国税及び県税に未納（滞納）がないことを証明する資料）
 - エ **【様式4】** 参加資格確認申請受付票
 - オ **【様式4-2】** 共同提案者 ※共同提案の場合のみ提出してください。
- (2) 提出部数
1部
- (3) 提出期限
令和7年4月18日（金）午後5時必着
- (4) 提出方法
持参又は郵送により提出してください。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に、郵送の場合は、郵便書留で提出してください。
- (5) 確認結果
令和7年4月24日（木）に電子メール等により通知します。
- (6) 留意事項
提出期限までに提出しない者又は企画提案競技参加が認められなかった者は、企画提案競技に参加することができません。

(7) 参加資格の喪失及び辞退

- ア 参加資格確認後に資格要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失います。
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、参加資格を取り消します。
- ウ 参加資格確認後に参加を辞退する場合は、速やかに【様式5】企画提案競技参加辞退届を提出してください。

(8) 参加が認められなかった者に対する説明

- ア 参加資格確認の結果、参加が認められなかった者は、県に対し、書面（任意様式）によりその理由の説明を求めることができます。
 - (ア) 提出期限 令和7年5月7日（水）午後5時まで
 - (イ) 提出方法 持参又は電子メールによる。
 - (ウ) 提出先 12の事務局（秋田県産業労働部雇用労働政策課）
- イ 県は、書面を受理したときから10日以内に、説明を求めた者に対して、書面でその理由を説明します。

7 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

- ア 【様式6】企画提案書（※【様式第4-2】「共同提案者」は該当者のみ提出）
 - 共同提案する場合には、責任者を明確にし、参加者名を連名で記載してください。
 - (ア) 別添【資料2】採用力拡大支援事業業務委託仕様書の内容を踏まえ作成してください。
 - (イ) 提出できる企画提案は1案とします。
 - (ウ) A4判、片面印刷20ページ以内（表紙・裏表紙含む）とします。
- イ 見積書等（任意様式）
 - (ア) 見積書及び積算根拠を明らかにした見積内訳を提出してください。
 - (イ) 見積書（秋田県知事宛て）には、所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記入してください。
 - (ウ) 見積額が「委託額の上限」を上回った場合は審査の対象としません。
- ウ 【様式7】「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する加点措置評価資料提出票

(2) 提出部数

正本1部、副本5部 計6部

(3) 提出期限

令和7年5月9日（金）午後5時必着

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に、郵送の場合は、郵便書留で提出してください。

(5) その他

- ア 提出期限までに提出しなかった場合は、辞退したものとみなします。
- イ 一度提出した企画提案書等は、これを書き換え、引き換え又は撤回することができないものとします。

8 委託候補者の選定

(1) 選定方法

ア 12の「事務局」（秋田県産業労働部雇用労働政策課）に設置する企画提案審査会（以下「審査会」という。）において、企画提案書等提出書類の内容を審査し、最も優れていると認められた者を委託候補者として選定します。企画提案者が1者の場合は、別添【資料3】企画提案競技審査要領で定める基準点に達していれば委託候補者として選定します。

イ 審査は企画提案者によるプレゼンテーションに基づき行います。審査会は秋田県庁内において開催します。開催日は、5月中旬を予定しますが、日時については別途通知します。

（2）企画提案の無効

企画提案が次のいずれかに該当する場合は、無効とします。

ア 提案書に虚偽の内容が掲載されているとき。

イ 関係者に対し、工作等不当な活動を行ったと認められるとき。

ウ 提案書の提出が、定められた提出方法、提出先又は提出期限に適合しないとき。

（3）審査結果の通知

審査結果は、審査会終了後速やかに各参加者に電子メール及び書面により通知するとともに、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の「電子手続き・入札・補助金等」－「電子入札・入札・コンペ情報」－「コンペ情報」に掲載します。

9 契約に関する事項

（1）契約の相手方

8により選定された委託候補者と単独随意契約を締結します。

（2）企画提案書等の関係

選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、提案内容に沿って契約についての協議・調整を行った上で、県と委託候補者の双方が合意に至った場合に契約を締結します。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合があります。

（3）契約の不成立等

委託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会において次点となった参加者と契約内容についての協議等を行ったうえで、契約を締結するものとします。

（4）契約保証金について

受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第177条第1項により、県に契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付する必要があります。ただし、受託者が、過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められる場合など、同規則第178条の規定に該当する場合は、納付を免除します。

10 公正な企画提案競技の確保

（1）参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

（2）参加者は、企画提案競技に当たって、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければなりません。

（3）参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはなりません。

- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめる場合があります。

11 その他

- (1) 企画提案及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限ります。
- (2) 提出された応募書類は、返却しません。
- (3) 企画提案に必要な費用（ヒアリング実施時の対応を含む。）については、参加者が負うものとします。
- (4) 提案内容に、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとします。
- (5) 提出された応募書類は、当該審査以外の目的に使用しません。

12 事務局（応募書類の提出先及び問い合わせ先）

秋田県産業労働部雇用労働政策課（就業支援チーム）

所在地 〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号

電 話 018-860-2334

F A X 018-860-3833

E-mail koyorodo@pref.akita.lg.jp